

第3次砺波市総合計画の概要について

1 計画の概要

現行計画が令和8年度末に終了を迎えるにあたり、「第3次砺波市総合計画（計画期間：令和9年度～令和18年度）」を策定する。

この計画は、今後目指すべき本市の将来像とその実現のための施策を取りまとめたものであり、まちづくりの「羅針盤」として、本市の最上位計画と位置付け、まちづくりを総合的かつ計画的に展開するものである。

社会状況の変化や時代の潮流、第2次総合計画の進捗状況等を踏まえ、総合的・戦略的な視点に立ち、市民と行政にとってわかりやすく実効性の高い計画になるよう取り組む。

2 計画の期間及び構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036
基本構想	第3次基本構想									
基本計画	前期計画					後期計画				
実施計画										

(1) 基本構想（令和9年度～18年度）

計画期間における行政、市民、団体等の共通の指針として、市の「基本理念」「将来像」「基本方針」を定めるもの。

(2) 基本計画（前期：令和9年度～13年度 後期：令和14年度～18年度）

基本構想に掲げる将来像を実現するための主要施策を具体化し、各分野にわたって特に取り組むべき個別施策の方針と具体的内容を総合的、体系的に定めるもの。実現性を確保するため、重要業績評価指標（KPI）を設定する。

社会情勢の変化等への的確な対応を図るため、計画期間は前期と後期に区分する。

(3) 実施計画

基本計画に掲げる政策を実現するためのさらに具体的な事務事業を示すもので、毎年度の予算編成の指針とする。計画期間は3年間とし、毎年度ローリング方式で見直す。

3 計画策定の体制

本計画は、市の根幹を成す重要な計画であることから、計画の策定にあたっては、総合計画審議会、“となみ創生”まちづくり本部等の相互調整により全庁体制で進めるものとする。

(1) 総合計画審議会

市長の諮問機関として、市民を代表した学識経験者、各種団体の代表者等により組織し、市長が諮問する基本構想案及び基本計画案について、審議・答申を行う。

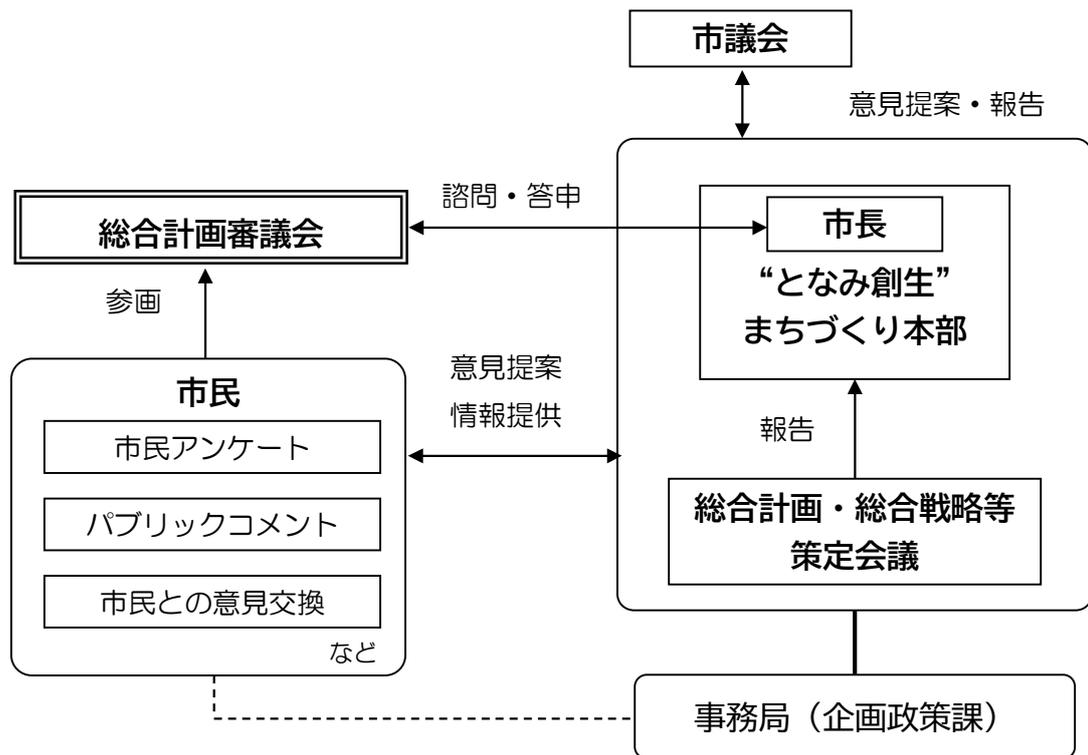
(2) “となみ創生”まちづくり本部

市長、副市長、教育長、部局長相当職の者及び一部課長で組織し、庁内の意思決定機関として庁内案の確認を行う。

(3) 総合計画・総合戦略等策定会議

副市長、教育長、部局長相当職の者、各部次長及び各課長で組織し、総合計画等の策定に係る、調査、研究及び審議並びに当該結果の“となみ創生”まちづくり本部への報告を行う。

策定体制（第3次総合計画）



4 策定の手順

計画は令和7年度及び令和8年度の2か年に渡って策定し、手順は次のとおりとする。

(1) 市民アンケート

市民アンケートは、市の施策満足度やまちづくりへの意識、砺波市のとらえ方を調査し、計画案に市民の意見を反映させることを目的に実施する。調査は、市内在住の18歳以上の市民1,300人を対象に実施（令和8年1月に配布・回収）。

(2) 第2次総合計画（後期計画）の検証と、第3次総合計画のための施策立案

第2次総合計画（後期計画）の指標数値の状況を検証するとともに、現況に応じた施策立案を行うため、各施策ごとの現状・課題・今後の取り組み、指標の設定などを関係各課と調整し、第3次総合計画（前期計画）の土台とする。

(3) 市民との意見交換の場

市民との協働による施策の推進を図ることを目的に、基本構想及び基本計画（前期）についての説明及び意見交換を実施する。

(4) パブリックコメント

行政運営の公正の確保と透明性の向上及び市民との協働による施策の推進を図ることを目的として、市HP上で総合計画全体の提示及び基本計画（前期）に対しての意見募集を実施する。

(5) その他

その他、ホームページや広報紙等において、審議会の議事録等を市民に公開する。

